

(19) 登録規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第40条により加盟団体を通じた登録規程を定める。尚、外国籍選手の登録は別に定める。

(加盟団体)

第2条 本会への登録窓口となる加盟団体とは、本会定款第34条第1号に規定する卓球競技団体をいう。

(登録会員)

第3条 登録会員とは、各都道府県加盟団体に所属し、本会制定の事業に参加する者で、下記の二つの区分とする。

- 1) 選手登録
- 2) 役員登録(但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない)
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
- 3 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

(登録会員の種別及び登録料等)

第4条 登録会員の種別及び登録料等は、下表のとおりとする。

| 種別 | 略称 | 対象者 | 登録料 |
|-----|-------|--|----------|
| 第1種 | 一般 | 年令を制限しない一般及び次の第2・第3・第4・第5・第6・第7種に所属しない選手 | 1,500円/人 |
| 第2種 | 日学連 | 日本学生卓球連盟に所属する選手 | 1,100円/人 |
| 第3種 | 高体連 | 全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手 | 900円/人 |
| 第4種 | 中学生 | 中学生の選手 | 700円/人 |
| 第5種 | 小学生 | 小学生以下の選手 | 700円/人 |
| 第6種 | 教職員 | 全国教職員卓球連盟に所属する選手 | 1,500円/人 |
| 第7種 | 日本リーグ | 日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手 | 1,500円/人 |
| 第8種 | 役員 | ①加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②全国教職員卓球連盟に所属する役員 | 1,500円/人 |

- 2 前項に定める登録料の50%以下を本会法人会計に充てるものとする。

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。但し、同一都道府県内に限る。

- 2 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。
- 3 役員は同一都道府県内に限らず、第7条に則り複数登録することができる。
- 4 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第6条 第4条第1項に規定された登録会員は、それぞれの資格を満たせば、本会及び加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

(登録地)

第7条 本会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することが出来る。

3 居住地と勤務先が2つの地域にまたがるときは、自己の意志によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。

4 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録料の納入)

第8条 登録料は各都道府県加盟団体に納入するものとする。

2 納入後、選手登録者には本会指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。

3 第5条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

4 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

(登録期間)

第9条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(登録手続)

第10条 本会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

2 登録会員は都道府県加盟団体に本会加盟登録申請書に必要事項を記入または入力し、各都道府県加盟団体の規定する会費(所属会費)に本会の登録料を添えて申請をする。

3 登録は、毎年行うものとし原則として2月1日から6月30日までの間にその手続きを完了しなければならない。

(登録変更)

第11条 登録者が、転居、転勤、転校、結婚及び離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

2 登録の変更は、申請人が新たに登録する都道府県加盟団体に加盟登録変更申請書を提出する。提出を受けた都道府県加盟団体は、旧登録地に報告した後、本会へ登録変更手続きを行う。

この場合本会に対する登録料は不要とし、新たに登録する都道府県加盟団体への所属会費はその都道府県加盟団体で定めるところによる。

3 本会ナショナルチームメンバー及びジュニアショナルチームメンバーである選手が契約をしているスポンサー企業名に登録を変更する事は認める。但し、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

- 4 本会ホープスナショナルチームメンバーである選手が契約をしているスポンサー企業名に登録を変更する事は認める。但し、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

(登録取消)

第12条 次の項目に該当する場合は、登録の取消を含め、本会理事会の決定に従い、これを公表することが出来る。

- 1) 本会定款、登録規程並びに加盟団体規約等に違反した場合
 - 2) 会員としての体面を著しく汚した場合
- 2 前項に該当する者は、当該年度再登録をすることはできない。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成24年12月15日一部改訂、平成25年4月1日より施行する。
- 3 この規程は平成25年12月14日一部改訂、平成26年4月1日より施行する。
- 4 この規程は平成26年12月13日一部改訂、平成27年4月1日より施行する。